

P T A 保険のご案内

いつも P T A 活動にご協力いただき、ありがとうございます。

毎年、会員の皆さまより集金させていただく P T A 会費には、P T A 保険料が含まれています。スタンダードプランは、P T A 活動中の事故によるケガの手術や入院、対人・対物補償をサポートします。また、オプションの《Bプラン》にも加入しており、【生徒のみ】となりますが、P T A 活動以外の日常生活でも国内ならば1000万円までの人や物に対する賠償責任を補償できます。万一のことが起きてしまったら、ぜひご活用ください。

加入保険名	P T A 行事総合補償プラン
保険会社 連絡先	(株)セゾン保険サービス PTA保険担当者 荒木様：03-3988-1526(平日9～17時) pta-gyoji-info02@saison-hoken.co.jp ※出来るだけメールで連絡をお願いします。 【事故サポートセンター】 0120-727-110 (365日24時間受付)
保険期間	入学年4月1日～卒業年3月31日 (事故発生時が期間内であること) ※卒業や転校等で、本校 P T A 会員でなくなった場合は無効となります

プラン	スタンダードプラン (P T A 行事中のみ適用)		オプション《Bプラン》 (P T A 関係なく適用)
	P T A 傷害	P T A 賠償	児童生徒賠償
対象	生徒・保護者・教師・生徒と同居する家族		生徒のみ
補償内容	P T A 行事中 (往復途上含む) に被った、事故によるケガ・食中毒を補償	P T A 行事中に第三者にケガを負わせたり、物を壊したために、法律上の賠償責任を負った時の補償	P T A 行事に関係なく、日本国内において、生徒の過失によって、第三者にケガを負わせたり、物を壊したりしたために、法律上の賠償責任を負ったときの補償 (1000万円まで)

※プラン詳細、補償額等は、裏面《P T A 行事総合補償プランの仕組み》をご確認ください

PTA運営委員会へ行く途中、事故に遭ってケガをした！

こんな時に
使えます！

休日にデパートで買い物中、生徒が誤って商品を壊してしまった！

PTA活動中に、借りていたカメラを壊してしまった！

ママバレー、卓球等、サークルの練習中、及び大会でケガをした！

生徒が自転車に乗って遊びに行く途中、他人にケガをさせてしまった！

家族での旅行先 (国内) で、生徒がホテルの調度品を壊してしまった！



万一、事故が起きたら...

どの保険でも「事故状況」の説明が必要になります。早めにご対応ください

★30日以内

事故発生から30日以内に、必ず保険会社へ連絡してください。

★写真を撮る

物を壊した場合、できるだけ写真を撮っておくと、手続きがスムーズになります。

★その場で示談に応じない、示談金を支払わない

保険会社に相談なく、賠償責任を認めたり、示談金を支払われると、保険金がない場合があります。相手には保険に入っていることを説明し、必ず保険会社に連絡して相談してください。

手続きの流れ

PTAアドレス: nakanojhpta@gmail.com

1. PTA役員に連絡

保険はその年度のPTA役員が担当をしています。メールにてご連絡ください。※緊急の場合は、先に事故サポートセンターにご相談してもかまいません。



2. 保険会社に連絡

上記保険会社に連絡をします。「P T A 保険に加入している中野中学校の者です。保険を申請したいのですが」と伝えま

3. 申請

保険会社から書類が送付されるので、必要事項を記入して返送します。

4. 支払い

審査が通れば、保険金が支払われます。PTA役員まで、結果をご報告ください。